



改憲問題対策法律家6団体連絡会議事録整理班の活動

弁 護士になって一番楽しかった思い出が共謀罪法案の反対運動だった、と書くと聳聳を買うだろうか。

私が弁護士になってすぐに関わった運動が、共謀罪法案の反対運動だった。私は、改憲問題対策法律家6団体連絡会の一員としてこの問題に関わり、私の弁護士1年目は、裁判所よりも議員会館に行く回数の方がはるかに多かった。国会前での行動やデモ行進にも度々参加し、同じく反対運動に関わる弁護士や活動家などと幾度も盃を交わした。結果としては、共謀罪法案は、2017年に強行採決され、その意味では反対運動は「失敗」に終わった。しかし、それでも現在に至るまで、実際に共謀罪が市民に適用された事例は不見当である。

その共謀罪法案の反対運動において、私が主として担当していたのが、国会の議事録整理だった。つまり、衆議院・参議院の法務委員会・予算委員会などの議事録を読み、論点ごとに整理しまとめるという作業である。その整理を基に資料を作成し、野党の国会議員に提供し、国会の論戦に役立てていただくとともに、浮き彫りとなった共謀罪法案の弱点・矛盾点を市民に伝え、反対運動を盛り上げることを目指した。

この議事録整理の作業は、共謀罪法案成立後も続いた。法律家6団体の議事録整理班として、その時々々の情勢に応じて、9条改憲、桜を見る会、緊急事態条項、改憲手続法、統一教会問題等でも議事録の整理を行ってきた。

議事録の整理だけではない。国会論戦や運動での「切り口」の提供も行ってきた。たとえば、最近では、議員任期延長改憲に関連して、東日本大震災によって地方選挙が延期されたケースについて、延期された理由は、物理的な障害ではなく、マンパワー不足などの改善の余地があるものではないかという「切り口」を見つけ、野党の国会議員に提供した。議事録整理班は、私も含めて、比較的若い弁護士のメンバーも多く、他の運動体にはない「切り口」の発見ができるのではないかと期待をしながら、旺盛に議論をしている。

私事であるが、今年の4月上旬に、自由法曹団の台湾視察(3泊4日)に参加し、現地の市民団体と、ひまわり学生運動などの市民運動について意見交換を行った。その中で、私が感じた印象は、台湾においては、

政府が、市民団体を尊重し、その意見に耳を傾けているというものである。言い換えれば、政府と市民団体とが対立関係というよりは、協力関係にあるのだ。政府と市民とが協力して、台湾社会を作っているのである。

日本においては、政府は市民団体の意見を全く聞かず、政府と市民とは対立関係にあると言わざるを得ない。他方で、「市民と野党の共闘」の流れは進んでおり、野党との関係では、市民や市民団体は協力関係にあるといえる。

共謀罪法案の反対運動が楽しかったと感じたのは、まさにこうした協力関係を肌で感じる事ができたからだと思う。野党の国会議員が国会内で頑張り、市民に向けてその成果を発信する。市民は国会の外を取り囲み、与党の議員に圧力を与えるとともに、野党の国会議員を勇気づける。そうした協力関係の中、苦しい戦いの中でも、私は一種の高揚感を感じていたのだ。

本原稿の執筆時(4月5日)において、共謀罪に負けず劣らずの悪法の法案(経済安保版秘密保護法、地方自治法改正、難民入管法改正。なお、私見だと、共同養育の社会実態がないままで導入されようとしている共同親権法も悪法だと考えている)がまとめて国会で審議されている。もっとも、これらの反対運動は、少なくとも現段階においては、共謀罪法案の時のようには盛り上がっていない。

これらの法案が唐突に出てきて、十分な準備期間が与えられていないのは事実である。しかし、それを言い訳にしている場合でもない。短期決戦において、どうすれば反対運動に火をつけられるだろうか。共謀罪法案の反対運動の時のような野党との協力関係を目指し、知恵を絞りたい。

(弁護士 久保木太一)

次号予告

「法と民主主義」2024年6月号(No.589)

【特集】

生存権訴訟と司法

——判断過程統制論の可能性(仮題)

●針生誠吉基金●

本誌は、故針生誠吉先生からの多額のご寄付によって、発行を支援していただいております。